

(3) 空き家バンク登録物件家財道具等処分支援事業

対象者	<p>登録物件の所有者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等（介護保険料、水道料金等を含む）の滞納がないこと。</p> <p>(2) 交付日から2年以上空き家バンクの登録を継続すること。ただし、当該物件の売買、賃貸等が成立した場合を除く。</p> <p>(3) 以前に同一物件で空き家バンク登録物件家財道具等処分支援事業による補助を受けていないこと。ただし、所有者が変更になった場合を除く。</p>	
対象経費	<p>空き家バンク登録物件の家財道具等の処分に要する次に掲げる経費。</p> <p>(1) ごみの処分に要する経費</p> <p>(2) 特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）により指定された家電製品の処分に要する経費</p> <p>(3) 家財の移設に要する経費</p> <p>(4) 敷地内の樹木伐採・草刈等に要する経費</p> <p>ただし、家財道具等の廃棄処分は、東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和50年東伊豆町規則第5号）第5条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること。</p>	
補助金	<p>補助金の額は、補助対象経費の総額に2/3を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p>	
申請手続	<p>1 申請時期 空き家バンク登録後</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 処分費用の根拠となる書類（見積書または料金一覧表など）</p> <p>(2) 家財道具等処分前の現場写真</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>	
実績報告	<p>1 報告期限 家財道具等の処分完了後30日以内又は年度の末日のいずれか早い日</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 処分に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し）</p> <p>(2) 家財道具等処分後の現場写真</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>	
補助金の返還額	交付日からの経過年数	返還（納付）金額
	2年未満	補助金確定額の100%
	上記以外	町長が定める額